

基本目標 4

みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

施策分野【環境保全】

施策23 環境行政の推進

現況と課題

- ・自然環境は、生態系を担う重要な要素であるほか、市民の安らぎの空間としての役割も持っています。本市の豊かな自然を保全し、維持するための取り組みが必要です。
- ・環境問題は、大気汚染や水質汚濁などの「都市・生活型公害」から、低炭素、循環型社会の形成や地球温暖化対策などの「地球規模の環境問題」へと変化しており、新たな環境問題に対する取り組みが必要です。
- ・環境問題に対する取り組みを推進するためには、市民の環境問題への関心を高めることが重要です。このためには、身近な地域の環境情報をわかりやすく提供することや、幅広い年代の市民が環境問題について、学べる場を確保するなど、学ぶ機会の充実が必要です。

基本方針

- 市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、その環境を将来にわたって維持するため、市民、事業者、行政が連携し、総合的かつ計画的に環境行政を推進します。



市内の豊かな自然

具体的な取り組み

(1) 環境基本計画の推進

- 「環境基本計画*」に基づき、市民、事業者、行政が連携して環境の保全及び創造を計画的・体系的に推進します。

(2) 環境学習の推進

- インターネットを利用した環境情報をわかりやすく提供するなど、市民の環境に対する意識の向上を図ります。
- 環境に対する意識の向上を図るため、環境学習プログラムを提供するなど、環境学習の機会を設けます。
- ホタル自生地への借り上げを継続し、自然観察の場を確保します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
環境政策推進事業	「環境基本計画」に基づき、環境の保全及び創造を推進します。	環境政策課

期待される役割

市民	積極的に環境学習に取り組むとともに、自然に興味を持ち自然環境を保全する。 日常生活において環境へ配慮する。
地域	環境学習の推進に協力する。 自然環境（植物、動物等）を保全する。
事業所	事業活動における環境への負担を軽減する。 環境保全のために自発的に取り組む。

* 環境基本計画

「環境基本条例」に基づき、本市における環境の保全・創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を示す計画。

施策分野【環境保全】

施策24 良好な環境の維持・形成

現況と課題

- ・本市は、都心から40 km圏内にありながら貴重な自然が残され、人々の生活と自然が近接していることが大きな特色であり、市民のくらしに安らぎやうるおいを与える一助となっています。今後もこの良好な環境を維持するための取り組みが必要です。
- ・空き缶や吸い殻等のポイ捨てなどを防止し、清潔で美しいまちにするため、環境美化に対する市民のモラルを高める取り組みが必要です。
- ・河川などの水質汚濁防止や、有害な化学物質の削減を進めるため、定期的な調査を実施するとともに、状況に応じた対策が必要です。
- ・ヤード*からの廃油などの流出に起因する土壌や地下水の汚染など、周辺環境への影響を防ぐため、千葉県条例に基づく不正ヤード防止に向けた取り組みなどが必要です。

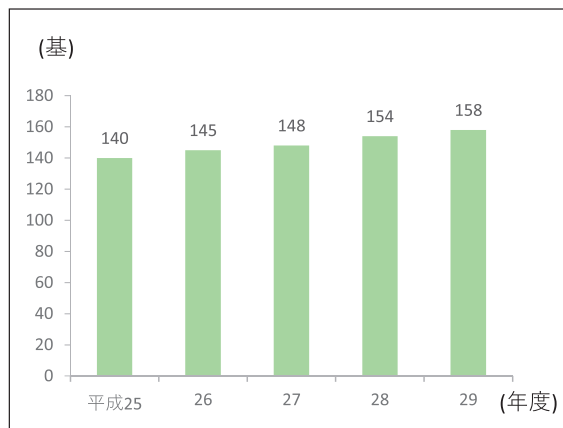
基本方針

- 健康で安心して生活できる良好な環境を維持・形成するため、優良な自然環境を保全するとともに、環境美化活動や公害防止対策を推進します。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
高度処理型合併処理浄化槽* 設置基数	市の補助により高度処理型合併 処理浄化槽が設置された基数	158基	185基

高度処理型合併処理浄化槽設置基数の推移



資料：環境政策課



河川清掃活動

具体的な取り組み

(1) 優良自然地等の保全

- ・ 貴重な緑や生態系が存在し、生物多様性の確保にもつながるなど重要な地区については、環境観察モデル地区*として指定し、保全に取り組みます。
- ・ ホタルが自生する自然地の借り上げを継続し、ホタルの生息環境を保全します。
- ・ 手繰川の清掃活動を実施し、水環境を保全します。

(2) 環境美化へのモラル向上

- ・ 「まちをきれいにする条例*」に基づき、環境美化施策の推進に取り組みます。また、環境美化へのモラル向上につながる啓発に努めます。
- ・ ペットの適正な飼育管理についての理解促進を図るため、ペットの正しい飼い方や飼育マナー向上の啓発などを行います。また、法律に基づく犬の登録、狂犬病予防注射済登録などの周知を行います。

(3) 公害防止対策の推進

- ・ 野焼き、土砂等の不法投棄に対する監視活動、大気や水質等の調査活動により、公害の未然防止を図るとともに、状況に応じた対策を行うため、関係機関と連携し、規制や指導を行います。
- ・ 生活排水による水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに水環境改善に向けた啓発に努めます。
- ・ 羽田空港再拡張事業*に伴う航空機騒音については、千葉県、関係自治体と連携し、国に対して騒音軽減に向けた対策を求めています。
- ・ ヤードの適正化を図るため、千葉県、警察など関係機関と連携しながら監視などに取り組みます。

*ヤード

主に自動車解体業の許可を受けた業者が、騒音や塵の飛散対策として敷地を鉄製の塀などで囲い込んだ施設。

*高度処理型合併処理浄化槽

窒素、りんまたは有機物の高度な除去能力を有する合併処理浄化槽。

*環境観察モデル地区

里山などの自然環境を観察することのできる地区。

*まちをきれいにする条例

空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに飼い犬のふんの放置の防止、自動車の適正な使用並びに路上喫煙の制限等に関し必要な事項を定めた条例。

*羽田空港再拡張事業

羽田空港（東京国際空港）の発着能力を拡大させるため、新たに4本目の滑走路（D滑走路）を整備する事業（平成22年10月供用開始）。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
自然環境対策事業	自然環境調査等によって、環境観察モデル地区を指定します。また、ホタル自生地での借り上げや河川清掃を行います。	環境政策課
環境衛生推進事業	「まちをきれいにする条例」に基づき、環境美化活動を推進します。	環境政策課
合併処理浄化槽普及促進事業	高度処理型合併処理浄化槽への切替設置に対して支援します。	環境政策課

期待される役割

市民	環境美化に対する意識を高める。
地域	優良自然地の保全や地域の環境美化活動を積極的に行う。
事業所	地域の環境美化活動に積極的に参加する。 廃棄物の適正処理など公害防止に努める。

施策分野【環境保全】

施策25 環境衛生対策の推進

現況と課題

- ・市民が快適で衛生的な生活を送るためには、公共下水道や合併処理浄化槽を活用し、し尿の適正な収集・処理を図ることが必要です。
- ・市営霊園は合葬式墓地*を整備したことにより、安定した墓地供給ができています。墓地の承継の観点からも、将来の需要を見据えた適正な管理運営が必要です。
- ・葬祭事業については、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合*で広域的な運営を行っています。施設が老朽化していることから、計画的な修繕を行うなど、今後も適正な管理、運営を進めていく必要があります。

基本方針

- 快適で衛生的な生活環境を維持するため、し尿や浄化槽汚泥の処理、将来を見据えた霊園や斎場の適正な管理運営などを行います。



合葬式墓地



さくら斎場

具体的な取り組み

(1) 環境衛生対策の充実

- ・ 印旛衛生施設管理組合*において、し尿や浄化槽汚泥の安定した処理を行います。
- ・ し尿や浄化槽汚泥の適切な収集体制を確保するため、し尿くみ取り業者及び浄化槽清掃業者への適切な指導を行います。

(2) 霊園事業の充実

- ・ 市営霊園の適正な管理、運営を行います。

(3) 斎場事業の充実

- ・ 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合において、さくら斎場を適正に運営します。
- ・ さくら斎場の修繕計画を策定し計画的な施設管理を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
印旛衛生施設管理組合事業	組合に参画し、し尿や浄化槽汚泥の処理を行います。	廃棄物対策課
市営霊園管理運営事業	市営霊園の適正な管理、運営を行います。	環境政策課
葬祭組合事業	組合に参画し、さくら斎場を運営します。	環境政策課

期待される役割

市民	環境衛生対策を遵守し、衛生的な生活を心がける。
----	-------------------------

***合葬式墓地**
多くの故人の遺骨を一緒に埋蔵する新しい形の墓地。

***佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合**

本市のほか、佐倉市、酒々井町で構成する一部事務組合。公営の葬祭施設「さくら斎場」を運営する。

***印旛衛生施設管理組合**

本市のほか、佐倉市、八街市、富里市、酒々井町で構成する一部事務組合。4市1町から発生する、し尿や浄化槽汚泥の処理を行う。

施策分野【循環型社会】

施策26 循環型社会の推進

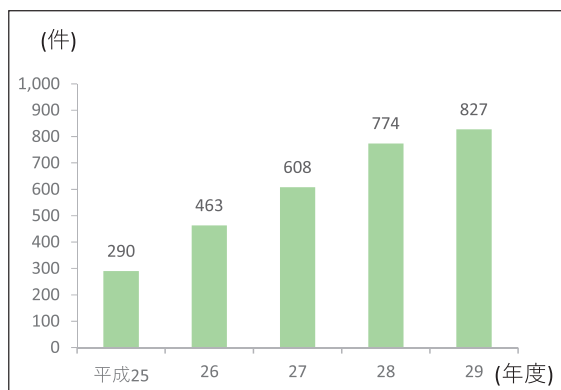
現況と課題

- ・環境への意識の高まりを背景に、持続可能な循環型社会に向けた取り組みの重要性が増してきています。また、再生可能エネルギー*の利用や省エネルギーの実践などに対する関心が高くなっていることから、これらの取り組みを推進していく必要があります。
- ・廃棄物による環境負荷の低減を図るため、リサイクル品目を拡大するなどの取り組みを進めていますが、本市のリサイクル率は減少傾向にあります。今後も市民生活や企業における3R（スリーアール）*を推進することが必要です。

基本方針

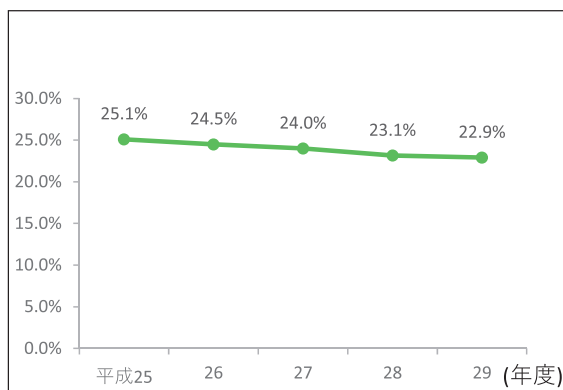
- 持続可能な循環型社会を推進するため、市民、事業者、行政が協働して、資源の有効利用や省エネルギーの実践、3Rの推進に取り組めます。

住宅用省エネルギー設備等設置件数の推移



資料：環境政策課

リサイクル率の推移



資料：廃棄物対策課

具体的な取り組み

(1) 省資源・省エネルギーの推進

- ・ 環境負荷の軽減と再生可能エネルギーの普及促進を図るため、住宅用省エネルギー設備等の設置費用の一部を支援します。
- ・ 公共施設等の照明器具を環境配慮型に更新するなど省エネルギーの取り組みを推進します。

(2) 3R（スリーアール）の推進

- ・ 「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再生利用）」の3Rを推進します。
- ・ 不要品の交換情報の提供、買い物袋持参運動、食べきり協力店事業*の推進などを通じて、ごみの減量やリサイクルに関する意識啓発に努めます。
- ・ 雑がみ*などのリサイクルを推進するとともに、リサイクル品目の拡大や使用済小型家電*の拠点回収場所の拡大などを図り、リサイクル率の向上を図ります。
- ・ ごみの減量、リサイクルの推進及び費用負担の公平性を目的に、家庭系ごみの処理手数料制度を導入します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
環境保全対策事業	住宅用省エネルギー設備等*の設置費用の一部を支援します。	環境政策課
ごみ減量化・リサイクル推進事業	ごみの減量やリサイクルの推進などを目的に、家庭系ごみの処理手数料制度を導入します。	廃棄物対策課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
住宅用省エネルギー設備等設置件数	市の補助により住宅用省エネルギー設備等が設置された延件数	827件	1,125件
リサイクル率	ごみ排出量に占めるリサイクル処理された量の割合	22.9%	26.4%

期待される役割

市民	家庭において省資源・省エネルギーを実践する。 無駄なものは購入しない、ものを長く使う、分別を徹底するなどごみの減量化に取り組む。
地域	資源物回収に協力する。
事業所	省資源・省エネルギーを実践する。 事業系ごみの削減に取り組む。

*再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギー。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が「どこにでも存在する」、「枯渇しない」、「CO2を排出しない」などの特徴がある。

*3R（スリーアール）

廃棄物の排出を抑制する「リデュース」、製品や部品を再利用する「リユース」、新たな製品の原材料として再生利用する「リサイクル」のそれぞれの頭文字をとったもの。

*食べきり協力店事業

食べきりを推奨し、食品ロスと可燃ごみのさらなる減量を図るため、市内で営業している飲食店の協力を得て実施している啓発事業。

*雑がみ

家庭から排出される古紙類のうち新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック（牛乳パックなど）以外で紙の再生原料となるもの。本市ではごみの減量及びリサイクルを目的として、平成21年12月から分別収集を行っている。

*小型家電

携帯電話やデジタルカメラなどの小型の家電。

*住宅用省エネルギー設備等

住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システムなどの設備。

施策分野【循環型社会】

施策27 ごみの適正処理

現況と課題

- 本市は、ごみの減量化やリサイクルの分別を促進するため、市政だより、市ホームページによる周知を行うとともに、出前講座等により、ごみに関する情報提供や学習機会の提供を行い市民意識の向上に努めてきました。
- 近年、市民1人当たりのごみ排出量は減少傾向にある一方、公道などへのごみの不法投棄が発生するなど、悪質な事案が見られます。不法投棄をそのまま放置すると、さらなる不法投棄を誘発することになり、生活環境の悪化を招くことから、迅速に撤去するなどの措置を講じた後、不法投棄を抑制する対策が必要です。
- 本市は、ごみの安全で効率的な処理を行うため、クリーンセンターのごみ処理過程において、ダイオキシン類*の恒久的な排出抑制を図るための対応に努めてきました。また、本市は最終処分場を保有していないことから、ごみの減量化により焼却灰の排出を抑制するとともに、今後も安定的な最終処分先を確保することが必要です。
- ごみ処理施設については、新たなごみ処理施設への対応を図るとともに、今後も関係地区等と協議のうえ、整備に向け取り組む必要があります。

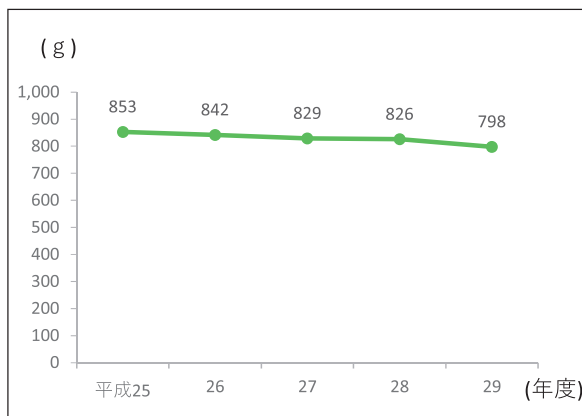
基本方針

- 将来にわたって適正なごみ処理を行うため、市民のごみに対する意識の高揚を図るとともに、安全・安定したごみ処理体制を構築します。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
ごみ排出量	市民1人が1日に排出するごみの量	798 g/人日	793 g/人日

市民1人1日当たりのごみ排出量の推移



資料：廃棄物対策課



クリーンセンター

具体的な取り組み

(1) ごみに関する意識の高揚

- ・ クリーンセンターの見学やゴミゼロ運動の実施、再資源化した結果の“見える化”などリサイクルに関する情報提供を行い、ごみの分別徹底、ごみの減量化などごみに関する意識の高揚を図ります。
- ・ 区・自治会など地域団体が行う清掃活動を支援します。
- ・ 事業系ごみ搬入に対する分別指導を強化します。
- ・ 公道などに不法投棄された廃棄物の撤去処分を行い、不法投棄の誘発や生活環境の悪化を防止するとともに、不法投棄を未然に防止するためのパトロールを実施します。

(2) ごみ処理体制の充実

- ・ 収集運搬体制の充実を図り、高齢者や障害者のみの世帯のうち、ごみ出しが困難でほかに協力が得られない人を対象に家庭ごみの戸別収集を行います。
- ・ 安定的な最終処分先を確保します。

(3) ごみ処理施設の整備

- ・ 日常の運転管理、定期的な点検整備及び老朽化設備の修繕等を行い、ダイオキシン類など有害物質の排出規制を遵守し、クリーンセンターを安全かつ安定的に運営します。
- ・ 将来にわたって安定的なごみ処理を実現するため、関係地区等と協議を行い、新たなごみ処理施設の整備を推進します。また、ごみ処理施設の整備を契機とした地域の活性化に寄与する地域振興に取り組みます。

***ダイオキシン類**
一般に、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめたもの。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
ゴミゼロ運動事業	市内一斉ゴミゼロ運動を実施します。	クリーンセンター
廃棄物収集運搬処理処分事業	市内で発生する廃棄物を区分して収集・運搬するとともに、リサイクルに配慮した適正な処理・処分を行います。	クリーンセンター
次期ごみ処理施設整備事業	新たなごみ処理施設の整備を推進します。	廃棄物対策課

期待される役割

市民	ごみを出さない消費行動を実践する。 ゴミゼロ運動などの清掃活動に参加する。
地域	地域の清掃活動を行う。 ゴミゼロ運動などの清掃活動に協力する。
事業所	ゴミゼロ運動や地域の清掃活動に協力する。

施策分野【住環境】

施策28 計画的な緑の整備

現況と課題

- 本市は、谷津田*や斜面林などの緑の自然環境を有しています。また、都市における緑の重要性から、都市公園や緑地等の整備、市民の森など、緑の保全と育成に努めてきました。一方で、首都圏のベッドタウンとして、都市化の進行や農林業者の減少に伴い、本市の財産である貴重な緑は徐々に減少しています。
- 緑は、市民生活に安らぎやうるおいを与え、動植物の生息域としても貴重な資源となることから、市街地内の緑が少ない本市では、緑の持つ、良好な景観、防災機能や多様な動植物の生態系の機能をより高く発揮するため、緑に連続性を持たせ、まとまりのある緑を創出していく緑のネットワーク化が必要です。
- 本市は、緑に関する基本的な考え方を示す「みどりの基本計画*」に基づき、緑地、緑化等の推進を図るとともに、長期的な方針となる「みどりの基本計画長期行動計画」を平成27年度に策定しました。今後も、市民、事業者等と連携しながら緑の保全、創出へ引き続き取り組むとともに、緑を大切にしようとする気運を高めていく必要があります。
- 都市化の進行に合わせて整備した公園施設では、施設や遊具の老朽化が進んでいる公園もあることから、安全性を確保するための取り組みが必要です。また、公園が持つ防災機能、環境保全機能、市民の憩いや健康づくりの場など、多様化する市民ニーズに沿った整備を進めていく必要があります。

基本方針

- 緑地や公園が持つ機能を享受するため、緑の拠点と市街地の緑地空間を結ぶ緑のネットワークを形成します。また、公園の整備や緑地、里山、谷津田などの保全を市民と協働して推進します。

都市公園の状況（平成29年9月1日）

公園種別	箇所数	面積（㎡）
総合公園	1	193,000
地区公園	1	41,323
近隣公園	6	111,603
街区公園	149	158,693
合計	157	504,619

資料：四街道市統計書（都市計画課）



総合公園

具体的な取り組み

(1) みどりの基本計画の推進

- 「みどりの基本計画」に基づき、緑の保全や緑化の推進に総合的・計画的に取り組めます。
- 市民、事業者、行政が連携を図りながら、たろやまの郷*、市民の森*等と、市内に広がる緑地、里山、谷津田などをつなぐ、緑のネットワークの維持・形成に努めます。
- 都市緑化行事を開催するなど、市民の緑化に対する意識を高め、市民の身近な空間における自主的な緑化の促進を図ります。

(2) 公園・緑地の整備

- 安全で快適な都市公園を維持するため、老朽化した施設の計画的整備や遊具の安全性を確保した整備を進めます。また、適正な利用に配慮し、利用者と周辺住民のトラブルなどを未然に防ぐとともに、市民の自主的な管理を促進します。
- 市内に広がる緑地、里山、谷津田などの保全に努めるとともに、自然を活かした学びや遊びを取り入れた活用が図られるよう、関係者や利用者の意向等を踏まえた維持・整備を進めます。
- 都市公園の利便性向上のため、民間活力を導入した機能強化に努めます。

***谷津田**
台地にはさまれた細長い谷にある水田。

*みどりの基本計画

「都市緑地法」第4条に基づき、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定め、緑に関する基本的な考え方を示した計画。

*たろやまの郷

栗山地域にある里山。地権者や市民の協力を得て、里山の保全や自然景観を保持しており、自然と触れ合う憩いの場となっている。

*市民の森

自然環境の保全や市民の憩いの場として整備した森。栗山と物井の2か所に設置されている。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
緑化推進事業	栗山みどりの保全事業を推進するほか、計画的に緑のまちづくりを推進します。	都市計画課
都市公園・緑地維持管理事業	公園内施設の点検保守管理、樹木管理、遊具等施設修繕を行います。	都市計画課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
市民一人当たりの都市公園面積	市民1人当たりの公園整備面積	7.3 m ² /人	9.0 m ² /人

期待される役割

市民	地域の公園を利用し、維持管理に積極的に参加する。また、自然環境を保全するとともに、住宅地における緑化の推進に努める。
地域	公園・緑地づくりに積極的に関わるとともに、維持管理に努める。
事業所	地域の公園の維持管理に積極的に参加する。また、事業所における緑化の推進に努める。

施策分野【住環境】

施策29 良好な住宅・住環境の整備

現況と課題

- ・本市の市街地は、四街道駅を中心とした既成市街地と、計画的に開発された住宅地に大別されます。計画的に開発された住宅地は、敷地面積も広く、生活基盤も整っていることから、住環境について高い評価を得ています。一方、既成市街地は、安全性や利便性を高める生活基盤の向上に向けた取り組みが必要です。
- ・計画的に開発された住宅地である「めいわ」、「もねの里」地区では、平成26年度以降、住宅供給が増加傾向で推移し、新たな市民の入居が進んでいます。一方、整備後、30年以上を経過した地域では、住民の高齢化や空き家の増加など、新たな問題が顕在化しています。
- ・景観面では、四街道駅から北へ伸びる松並木シンボルロード*のほか、LED化したガス灯を有する住宅地など、良好な景観を有する地域があります。良好な住環境・景観は、定住人口の維持・拡大に向け、重要な要素となります。しかし、住環境・景観の形成にあたっては、地区計画*に基づくところも大きいことから、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし継続的に取り組んでいくことが必要です。
- ・これまで以上に老年人口の増加が見込まれることから、高齢者が住み慣れた地域で住み続けることができる住環境の整備が必要です。また、住宅のセーフティネットの役割も担う市営住宅は、建築後、年数が経過し老朽化が進行していることから、改修等による居住環境の維持・向上が必要です。

基本方針

- 市民の定住と転入促進のため、安定した住宅供給や総合的な住宅施策の推進と地区計画制度等の適切な運用により良好な住環境の維持・形成を図ります。また、魅力ある景観づくりの維持・形成に努めます。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
放置自転車等撤去台数	自転車等放置禁止区域における放置自転車・原動機付自転車・自動二輪車の年間撤去台数	725台/年	700台/年

具体的な取り組み

(1) 居住環境の維持・向上

- 住宅地については、「都市計画マスタープラン*」や「開発行為指導要綱*」などに基づき、良好で快適な居住環境の維持・形成を誘導します。
- 「住生活基本計画*」に基づき、住宅施策を総合的・計画的に推進します。
- 今後、増加が懸念される空き家に対しては、「空家等対策計画*」に基づき、空き家の発生抑制、適正管理を行うとともに、空き家バンク*制度を創設し、空き家の有効活用に努めます。
- 違反建築物の発生を未然に防止するため、関係機関と連携して建築パトロールを実施し、監視体制を維持・強化します。
- 介護、子育てなど親世帯と子世帯がお互いに協力できる環境づくりを推進する親元同居、近居等への支援を行います。

(2) 魅力ある景観づくりの推進

- 住宅地については、地区計画を推進し、市民主導による住環境の向上に努めます。
- 公共空間については、周辺の景観や環境との調和を図るよう、その意匠や、形態、色彩などに配慮します。また、街路樹等の適正な管理に努め、景観維持に取り組みます。
- 放置自転車等については、パトロールを実施するとともに、指導・撤去を行うなど、景観維持に努めます。

(3) 快適な住まいの整備

- 家屋のリフォームやバリアフリー*化を促進します。
- 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、各市営住宅の個別改善を実施し、入居者の居住性を高めていきます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
住生活基本計画推進事業	「住生活基本計画」に基づき、住宅施策を総合的・計画的に推進します。	建築課
街路樹管理事業	街路樹の剪定、危険木除去、除草などを行い、景観の維持と道路交通の安全確保に取り組みます。	道路管理課
建築行政事業	住宅リフォームに対する支援を行います。	建築課

期待される役割

市民	地区計画を遵守するなど、良好な居住環境の維持・形成に努める。
地域	地区計画を遵守するなど、良好な居住環境維持に努める。また、地区計画がない地域は、地区計画の導入に努める。
事業所	地区計画を遵守するなど、良好な居住環境の維持・形成に努める。

* 松並木シンボルロード

JR 四街道駅北口より市内中心市街地を南北に貫く都市計画道路 3・4・2 号沿いの松並木通り。快適な歩行空間と良好な景観を形成している。

* 地区計画

「都市計画法」及び住民の合意に基づき、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

* 都市計画マスタープラン

「都市計画法」により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第 18 条の 2）のこと。

* 開発行為指導要綱

開発行為等によって、無秩序な市街化が行われることを規制し、良好な市街地の造成並びに快適な生活環境の保持を目的に制定された要綱。

* 住生活基本計画

市民の豊かな住生活の実現をめざし、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を推進するため、策定する計画。

* 空家等対策計画

「空家等対策の推進に関する特別措置法」第 6 条に基づき、本市の空家等対策に関する全体像を示すため、策定する計画。

* 空き家バンク

P 47 参照

* バリアフリー

障害のある人や高齢者が行動するうえで障壁となるもの（段差など）を取り除くこと。

施策分野【生活基盤】

施策30 排水対策の推進

現況と課題

- ・本市を流れる河川は、鹿島川、上手線川、勝田川の3水系に分かれ、この3河川に公共下水道の雨水幹線*やその他の排水路などが流入しています。
- ・都市化の進展に伴う、土地の保水・遊水機能の低下や近年の局地的大雨により、市街地内の一部に浸水・冠水などの被害が発生しており、雨水対策のさらなる強化が必要です。
- ・雨水対策については、長期の整備期間を必要とする河川の流域整備に留まらず、雨水が短時間に河川へ流れ込まないように、一時的に雨水を貯留するなど、さまざまな対策を総合的に行っていくことが必要です。
- ・本市は、道路施設の排水機能向上のため、側溝の改善や排水施設がない地区への側溝整備を計画的に進めてきましたが、未整備地区の解消にまでは至っていません。一方、既存側溝の老朽化や土砂が堆積している箇所など、側溝の持つ機能が十分に発揮できていない箇所もあり、市民ニーズを踏まえた側溝整備と適切な維持管理を進めていく必要があります。

基本方針

- 大雨時における^{いっすい}溢水を防止するため、河川、排水路、排水施設の整備や雨水を貯留する施設の整備など、総合的な雨水対策を進めます。



四街道雨水幹線

具体的な取り組み

(1) 河川・排水路の整備

- 市内の浸水や冠水を防止するため、東部排水路、第3排水路及び雨水幹線等の溢水対策を進めます。

(2) 道路排水施設の整備

- 道路側溝の新設を進め、未整備地区の解消に努めます。
- 道路冠水を未然に防止するため、道路側溝の改修や側溝内に堆積した土砂の撤去を行うなど、道路側溝の機能を維持します。
- 事業者の開発行為に対して適切な指導を行い、宅地からの雨水流出の抑制を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
浸水対策事業（再掲）	浸水被害の軽減に向けた雨水排水施設を整備します。	下水道課
排水溝整備事業	道路側溝の新設、改修を行います。	道路管理課

期待される役割

市民	住宅敷地内での雨水貯留施設*や浸透ます*の設置に努める。
地域	道路排水や排水施設の維持管理に努める。
事業所	事業所敷地内での雨水貯留施設や浸透ますの設置に努める。

*雨水幹線

雨水の排除を目的とした公共下水道のうち、基幹的な水路等。

*雨水貯留施設

施策12参照

*浸透ます

雨水流出抑制施設のうち浸透型施設の一つで、雨水ますの底部を開口または多孔にして砂利や碎石を敷き並べ、雨水を浸透させるもの。

施策分野【生活基盤】

施策31 下水道の整備・充実

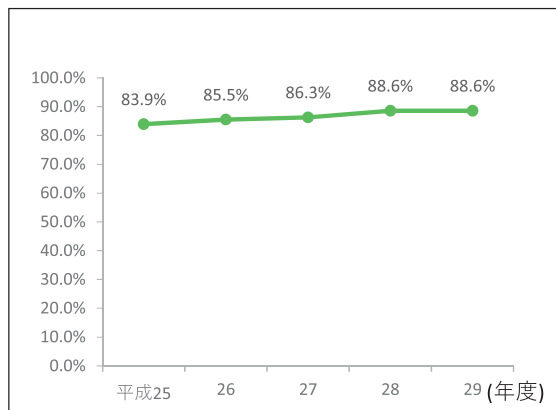
現況と課題

- ・ 公共下水道の汚水については、生活環境の向上、公共用水域の水質保全などを目的に、計画的な整備を行い、平成29年度末には、整備率88.6%となっています。
- ・ 市街化区域*内を中心に整備が進められた下水道の管路施設は、施設整備後50年を経過している箇所もあり、老朽化に伴う更新費用の増大が懸念されています。このため、施設の損傷が軽微なうちに補修し、長持ちさせるという予防保全の考えに基づく維持管理により、施設の長寿命化に取り組んでおり、今後も継続していく必要があります。
- ・ 公共下水道の整備は着実に進んでいますが、整備済区域のなかには、未接続の世帯があり、下水道接続への啓発が必要です。

基本方針

- 快適で衛生的な生活環境を維持するため、計画的な長寿命化対策を進めるとともに、供用開始地域の公共下水道への接続を促進します。

下水道整備率の推移



資料：下水道課



下水道管改築工事

具体的な取り組み

(1) 公共下水道の整備

- 整備済の公共下水道については、「下水道長寿命化計画」に基づき、予防型の対策事業を推進します。

(2) 公共下水道の普及・促進

- 整備済区域における未接続世帯に対して、下水道接続への啓発に努めます。

*市街化区域

すでに市街化を形成している区域またはおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。「都市計画法」に基づき、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することができる。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
下水道長寿命化事業	計画的な長寿命化対策を進めます。	下水道課
下水道普及・促進事業	整備済区域内の未接続世帯の解消に向けた啓発に取り組みます。	下水道課

期待される役割

市民	下水道には不適切な物を流さないよう正しい下水道の知識を習得する。 整備区域内において、下水道が未接続の場合は、下水道への接続を行う。
地域	地域の市民に、下水道には不適切な物を流さないよう正しい下水道の知識を共有する。
事業所	下水道には不適切な物を流さないよう正しい下水道の知識を習得する。 整備区域内において、下水道が未接続の場合は、下水道への接続を行う。

施策分野【生活基盤】

施策32 安定した水の供給

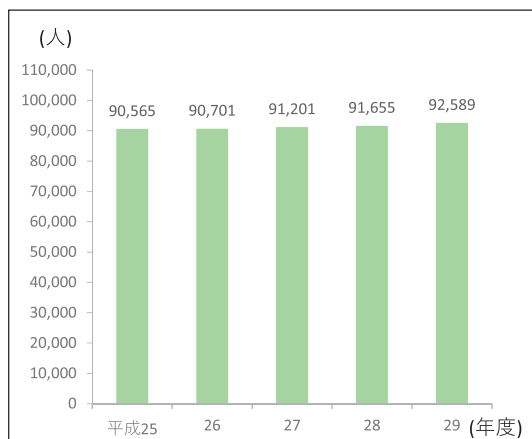
現況と課題

- ・本市の水道事業は、昭和37年の給水開始以来、急激な人口の増加に対応するため、給水能力の向上に努めており、平成29年度末には、99.6%の高い普及率となっています。
- ・本市は、水源を地下水に依存してきましたが、昭和47年の県公害防止条例による地下水取水規制により、昭和56年から、印旛広域水道用水供給事業*に参加し、表流水への転換を進めています。表流水への転換には、水資源の確保が必要であることから、印旛広域水道用水供給事業を通じて、水源の確保に努めています。
- ・本市は、増加する市内の水需要に応じた水道施設の整備を推進するとともに、安全な水を供給するため、老朽管や施設設備の更新を着実に進めてきました。今後も、安全な水を供給するため、主要水道管、老朽管及び浄水施設等の計画的な更新や徹底した水質の維持管理が必要です。

基本方針

- 安全な水を安定して供給していくため、水源の確保と取水・浄水・配水施設の整備、更新を計画的に進めていきます。

給水人口の推移



資料：四街道市統計書（経營業務課）



第1浄水場

具体的な取り組み

(1) 水資源の確保

- ・ 印旛広域水道用水供給事業に参加し、水道水源の確保に努めます。

(2) 安全で安定した給水

- ・ 市民が常に安全な水の給水を受けられるよう、水質調査を行い、引き続き万全な水質管理に努めます。
- ・ 浄水施設等の日常点検の充実と、施設の長寿命化に向けた計画的な更新、改修を進めます。
- ・ 漏水の防止や安定した給水を図るため、主要水道管、老朽管等を計画的に更新します。また、更新に際しては、耐震管への入れ替えを進め、管路の耐震化率の向上を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
印旛広域水道用水供給事業	印旛広域水道用水供給事業に参加し、長期安定給水に向けた水源確保を行います。	政策推進課
水道管布設事業（再掲）	主要水道管、老朽管等を計画的に更新するとともに、耐震管への入れ替えを進めます。	水道課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
管路の耐震化率	耐震管路延長/管路総延長	31.5%	36.8%

期待される役割

市民	水資源の重要性を理解し、節水を心がける。 赤水の発生や漏水を発見した場合、速やかに通報する。
地域	水資源の重要性を理解し、節水を呼びかける。
事業所	水資源の重要性を理解し、節水を心がける。 赤水の発生や漏水を発見した場合、速やかに通報する。

* 印旛広域水道用水供給事業

利根川などから取水した原水を浄水して、水道事業を行っている成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、長門川水道事業団（印西市の一部及び栄町で構成）へ供給している事業のこと。

